

国民年金からのお知らせ

平成28年度の免除申請の受付が始まりました

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者や失業者、学生など)は、保険料(平成28年度月額16,260円)を毎月納めますが、経済的な理由で保険料が支払えない場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される**保険料免除制度**や**納付猶予制度**(50歳未満対象)があります。

未納のままにしておくと、将来の年金が減るだけでなく、万が一のときに障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。

7月1日から平成28年度分(平成28年7月～平成29年6月)の免除申請の受付を開始しましたので、住民課の窓口で申請してください。

なお、免除申請は2年1か月前まで遡って申請することができます。

※免除申請をしても、本人・配偶者・世帯主の前年度中の所得によっては、免除に該当しない場合があります。

学生は、学生納付特例の申請をしましょう

学生で保険料を納付することが困難な場合は、「学生納付特例」の申請が必要です。

学生であることを証明するもの(学生証の写しまたは在学証明書など)を持参の上、申請してください。

納付猶予制度の対象年齢が「50歳未満まで」に拡大されます

納付猶予制度とは、本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年の所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付を猶予される制度です。

平成28年7月から、納付猶予制度の対象年齢の上限が30歳未満から**50歳未満へ**拡大されました。納付猶予を希望される人は、住民課窓口で申請してください。

※納付猶予制度は、免除制度と異なり猶予になった期間は、年金額に反映されませんのでご注意ください。

☎ 住民課 国民年金係

☎ 932-1467(ダイヤルイン)

☎ 932-1151(内線118)



- 9月の集団検診の受診を希望する人は、「住民検診のお知らせ」にて受診希望日を選び、電話でお申し込みください。
- がん検診無料受診対象年齢の人には、6月下旬にクーポン券をお送りしました。クーポン券が届いた人は、ぜひお申し込みください。
- 託児(生後6か月から就学前まで)があります。利用を希望する場合は、検診申し込みの際に、合わせて申し込みができますのでご利用ください。(要事前予約・定員あり)
- ▼ 予約受付期間
 - 7月8日(金)～8月12日(金)
 - 9時～17時まで
 - (土日祝日を除く)

平成25年度 須恵町がん検診受診率

検診項目	福岡県	須恵町
胃がん	7.4%	9.6%
子宮がん	31.5%	14.1%
肺がん	9.4%	10.0%
乳がん	24.3%	11.1%
大腸がん	12.7%	10.1%

※年齢基準日(平成29年3月31日時点)に偶数年齢の人が、乳がん子宮頸がん検診の受診対象者。

● 須恵町国民健康保険に加入している人は、**国保特定健診とがん検診**をセットで申し込みましょう。

健康福祉課
0932-1151(ダイヤルイン)
0932-1151(内線118)

平成28年度 住民検診のお知らせ

須恵町にお住まいの人を対象に、住民検診を実施します。住民検診は、役場保健センターで受ける集団検診と、須恵町の指定医療機関で受ける個別検診がありますので、どちらかを選んで受診してください。

なお、各検診項目の対象年齢の人がいる世帯には、7月上旬に「住民検診のお知らせ」を世帯主宛にお送りします。



集団検診の申し込みが
始まります



がん検診を定期的に受け
ましょう



公費医療制度 よくあるご質問

① 助成の対象は？

公費医療制度は健康保険適用分に対する助成であり、非適用分については助成対象外です。

② 医療証はどう使うの？

医療機関に保険証と一緒に提示してください。(福岡県内の医療機関のみ)

③ 福岡県外の医療機関で受診したら医療費はどうなるの？

医療機関で3割(小学校就学前の子どもは2割)分の診療費を一旦お支払いください。後日、住民課窓口以下のものをお持ちになり、医療費の支給申請をしてください。

- 保護者および受給者のマイナンバーカード(またはマイナンバー通知カードと顔写真付き公的身分証明書)・医療証・領収証・口座番号が分かるもの

④ 加入している保険が変わったら、申請しないとイケないの？

住民課窓口以下のものをお持ちになり、変更の届け出をしてください。

- 保護者および受給者のマイナンバーカード(またはマイナンバー通知カードと顔写真付き公的身分証明書)・受給者の保険証・医療証

⑤ こんなケースはどちらの受給者になるの？

- Case1
子ども(7歳)が身体障害者1級と判定され、身体障害者手帳を持つことになった。
→ 子ども医療と重度障害者医療のどちらかの選択となります。通院費用に関しては、重度障害者医療の方が子ども医療より自己負担額が低くなります。入院費用に関しては、自己負担額に差がありません。
- Case2
ひとり親家庭等医療を受給している子(10歳)が、「所得超過」のため受給資格がなくなった。
→ 子ども医療の受給者となります。重度障害者医療の受給資格がある場合には、子ども医療との選択となります。
- Case3
母がひとり親家庭等医療を受給しており、子が小学校に入学する。
→ 3月中旬以降に通知を送りますので、ひとり親家庭等医療への切り替え申請をしてください。